

東海村歌謡連盟規約

(名称及び事務局)

第1条 本連盟は東海村歌謡連盟と称し、事務局を事務局長宅におく。

(目的)

第2条 本連盟は、村内カラオケ愛好家の親密な連絡協調を図り、より高度な創作活動に資するとともに、村民全般に芸術・文化に対する関心を高め、本村文化の向上発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種カラオケ会の主催及び後援。
- (2) カラオケ発表会の普及発展に関する指導研究。
- (3) 会員相互の連絡融和を図ること。
- (4) その他連盟の目的達成に必要な事項。

(会員)

第4条 本連盟は、本村在住、在勤者の団体をもって組織する。

(団体)

第5条 本村在住、在勤者等で、概ね5名以上で構成されていることとする。

(理事長及び理事の選出)

第6条 理事長は理事会において、理事の中から選出する。

- (2) 理事の選出は、それぞれの団体で選出し、連盟の運営に当たる。

(入退会)

第7条 本連盟に加入しようとするものは、理事会の承認を得なければならない。

- (2) 会員の登録は毎年3月末日までに更新し、手続き完了とともにその年度の本連盟会員の資格を取得する。
- (3) 会員は自ら脱退の意思を表明した時、又は除名の処置をとられたとき資格を失う。

(役員)

第8条 本連盟に次の役員をおく。

- | | | | |
|----------|----|---------|----|
| (1) 理事長 | 1名 | (4) 理事 | |
| (2) 副理事長 | 2名 | (5) 監事 | 2名 |
| (3) 事務局長 | 1名 | (6) 評議員 | 1名 |

第9条 副理事長、事務局長、評議員の選出は、理事会で選出する。

- 2 監事は理事会において会員の中から選出する。

第10条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

- 2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

第11条 役員任期は次の通りとする。

- (1) 理事長は、本連盟を代表し、会務を統括する。
- (2) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 事務局長は、本連盟の事務及び会計を管理する。
- (4) 理事は、他の役員に協力し、本連盟の事業の企画運営に当たる。
- (5) 監事は、本連盟の会計事務を監査する。
- (6) 評議員は、文化協会主催の総会に当たる。

(会 議)

第12条 本連盟の会議は理事会とし理事長が招集し議長となる。

- (2) 会議は過半数の出席をもって成立する。
- (3) 議事は出席者の過半数をもって決定し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第13条 理事会は、理事をもって構成し年1回以上開催する。

ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

2 理事会は、本連盟の最高議決機関であり、次の事項を審議決定する。

- (1) 予算及び決算。
- (2) 本連盟の基本方針及び年度計画。
- (3) 規約、細則の制定・改廃。
- (4) 役員を選出及び承認。
- (5) その他本連盟運営に関する事項。

(会 計)

第14条 本連盟の経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

- (2) 本連盟の会計年度は4月1日に始まり、翌3月末日に終わる。
- (3) 本連盟の年会費については、細則で定める。

(補 則)

第15条 本規約は、理事会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ変更することができない。

2 本規約の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別にこれに定める。

付 則

本規約は、昭和60年4月1日から施行する

本規約の第8条、本連盟に次の役員をおく(1)～(5)に、(6)を加える。

本規約の第11条、役員の仕事(1)～(5)に、(6)を加える。

平成11年4月1日より上記を加えて施行する。

本規約の第14条に(3)を加え、(2)、(3)とし、(3)を別紙細則で定める。

平成23年4月1日より上記を加えて施行する。

(名称及び事務局)

第1条 本連盟は東海村カラオケ連盟と称しは、昭和60年4月1日から施行されて
ましたが、改元に伴い名称を東海村歌謡連盟と改名する。

規約の内容が明確でないことを明確に表す。

(団 体)

第5条を加え、団体の内容を明解に表す。

本規約の中で理事長及び理事の選出が明確でないため。

(理事長及び理事の選出)

第6条の内容を加えて、理事長及び理事の選出を明解に表す。

上記、第5条、第6条を加えるため、下記のように条例番号が変更となる。

第5条を第7条に、第6条を第8条に、第7条を第9条に、第8条を第10条に、
第9条を第11条に、第10条を第12条に、第11条を第13条に、第12条を第14条に、
第13条を第15条に、

平成31年4月1日より上記を加え、変更して施行する。

東海村歌謡連盟規約の細則

細 則

本規約第14条(3)において会費については、歌謡連盟年会費を次のように定める。
連盟年会費は2,000円也とする。

平成23年4月1日より上記を加えて施行する。